

## 産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長崎県佐世保市千尽町3番地47

氏名 株式会社縣北衛生社

代表取締役 外間 広一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事

広瀬 勝貞



転載・複写禁止

許可の年月日 令和4年11月20日

許可の有効年月日 令和11年11月19日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）を含まない）、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、動物系固形不要物

（以上19種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物 含まない：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年11月20日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成24年11月16日	変更届(役員、運搬施設、株主、事業場)
平成24年11月20日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成25年4月15日	変更届(役員)
平成25年7月11日	変更届(役員)
平成25年11月11日	変更届(役員)
平成26年2月17日	変更届(株主)
平成26年7月16日	変更届(運搬施設)
平成26年11月17日	変更届(運搬施設)
平成27年2月23日	変更届(役員)
平成27年6月10日	変更届(運搬施設)
平成27年12月4日	変更届(運搬施設)
平成28年3月7日	変更届(役員)
平成28年6月21日	変更届(運搬施設)
平成29年4月3日	変更届(運搬施設)
平成29年10月24日	変更届(運搬施設)
平成29年11月20日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
令和3年10月26日	変更届(代表者、役員)

令和4年3月14日 変更届(株主、運搬施設)  
令和4年7月19日 変更届(運搬施設)  
令和4年11月20日 産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無 有・無  
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有